



お知らせ

母子家庭に対する市営交通機関等乗車料金福祉割引について

大阪市では、母子世帯の方などに、地下鉄・市バス・ニュートラムの乗車料金割引証を発行しています。新たに申請する方は、申請書の提出が必要です。

更新する方は、平成21年度に交付を受けた乗車料金割引証の受領書の提出が必要です。すでに提出をしている方については、新年度分を3月末日までに郵送します。

また、特別児童扶養手当1級受給世帯の方、身体障害者手帳、療育手帳又は認定カード、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、期日までに更新交付申請書を提出された方につきましても、新年度分を3月末日までに郵送します。

問い合わせ 西成区保健福祉センター 福祉担当(地域福祉) ☎6659-9857
精神保健福祉手帳・被爆者手帳をお持ちの方は、
保健担当(地域保健) ☎6659-9882

狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射は法律で1年に1回受けることが義務付けられていますので、もよりの会場で実施期間内に必ず受けてください。

また、飼い犬の登録は、生涯1回登録になっています。新たに、犬を飼われた方は犬の登録も必要です。なお、大阪市委託動物病院でも同額の費用で実施期間内(4月～6月)であれば、犬の登録と狂犬病予防注射が受けられます。

実施日	時間	実施会場(雨天実施)	実施日	時間	実施会場(雨天実施)
4月2日(金)		南津守小学校(東門)	4月9日(金)		橘小学校(第2運動場)
4月5日(月)	13:30	北津守小学校(西門)	4月12日(月)	13:30	長橋公園
4月6日(火)	}	津守小学校	4月13日(火)	16:00	萩之茶屋小学校(南門)
4月7日(水)		今宮小学校	4月15日(木)		西成区役所(1階東側)
4月8日(木)	16:00	山王北広場			

※保健福祉センターから案内の送付を受けた方は、必ず持参してください。

費用(一頭につき)

- 継続 3,200円(平成7年4月1日以降登録している犬)
(注射料金 2,650円、注射済票交付手数料 550円)
- 新規登録 6,200円
(登録手数料 3,000円、注射料金 2,650円、注射済票交付手数料 550円)

問い合わせ 西成区保健福祉センター 保健担当(地域保健) ☎6659-9973

子ども手当について

現在、子ども手当支給法案が国会で審議されており、大阪市においても支給の準備を進めています。詳細については、わかりやすい市政だより等でお知らせします。なお、児童手当が支給されている世帯については、申請手続きが不要となる予定です。

問い合わせ 西成区保健福祉センター 福祉担当(地域福祉) ☎6659-9857

介護保険料の納め忘れはありませんか

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、特別徴収(年金から天引きにより保険料を納めていただく方)以外の方は、保険料を納付書や口座振替で納めていただきます。

納付が遅れている場合は、ご自宅へ徴収員が直接集金に伺うことがあります。また納付が遅れますと延滞金が課せられることがあり、滞納により介護サービスを利用される時に保険給付の制限を受ける場合があります。

問い合わせ 西成区保健福祉センター 福祉担当(介護保険) ☎6659-9859

新たに地域包括支援センターが設置されます

地域で暮らす高齢者の方々に、より身近な地域でサービスを提供することができるよう、4月1日(木)新たに1ヶ所の地域包括支援センターが設置されます。それに伴い、西成区にお住まいの皆様につきましては、住所地により担当する地域包括支援センターが変更となります。担当する地域は次のとおりです。

名称	所在地	設置運営受託法人	担当地域
西成区北西部地域包括支援センター(新設)	長橋2-5-33	(社福)ヒューマンライツ福祉協会	長橋地域、松之宮地域、梅南地域、津守地域、北津守地域
玉出地域包括支援センター	南津守7-12-32	(社福)白寿会	玉出地域、千本地域、南津守地域
西成区地域包括支援センター	岸里1-5-20 西成区合同庁舎8階	(社福)西成区社会福祉協議会	上記の地域以外

問い合わせ 西成区保健福祉センター 福祉担当(介護保険) ☎6659-9859
健康福祉局 高齢福祉担当 ☎6208-8052

専門相談日

秘密厳守・無料

	日 時	場 所
①法律相談	3月16日(火)・4月2日(金)・4月20日(火) 12:45～15:00 ※12:45に抽選で相談順位を決めます。	西成区役所 4階会議室
②ナイトー法律相談	4月16日(金) 18:00～20:00	北区民センター
③就労相談 (仕事の紹介・あっせんでは ありません)	3月19日(金)・3月26日(金) 4月2日(金)・4月9日(金)・4月16日(金) 13:20～15:30 ※13:20に抽選で相談順位を決めます。 ※16:00～17:00の時間帯は予約により 相談を受付ます。予約の受付は、 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 ☎6567-6889	西成区役所 7階相談室

※いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

問い合わせ ①③区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9683
②大阪市総合コールセンター(年中無休) ☎4301-7285

ハローワーク阿倍野が移転します

3月23日(火)から、「阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス8階」で業務を行います。なお、移転に伴い、ハローワークプラザ阿倍野は3月20日(土)で業務を終了します。

利用時間

8:30～19:00(月～金)、10:00～17:00(土)(日・祝・年末年始を除く)
※平日17:15以降及び土曜日はパソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いになります。

問い合わせ ハローワーク阿倍野
☎6628-5051(3月19日(金)まで)、
☎6631-1675(3月23日(火)から)
ホームページ <http://osaka-rodo.go.jp/hw/abeno/>

ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会を築くために



奈良教育大学名誉教授
中川喜代子さん

☆DVは人権にかかわる問題、DVの目撃は子どもへの虐待です!

パートナーや交際相手に対するプライベートな場での暴力は、染み込むように生活の中に入り込み、徐々に顕在化し、女性の無力感を増幅させながらエスカレートします。家庭という密室で繰り返される暴力によって、女性の生きる力が弱められ、人間としての尊厳が奪われるのです。DVは、加害者が暴力の相手である配偶者などに対して、自分が気ままに「支配できる」「絶対服従させる」対象と見ており、配偶者や子どもを、独立した固有の人格をもった尊厳ある存在、すなわち自分と対等な人間と考えていないのです。家庭内で父親が母親を殴る現場を目撃しつづける子どもは、それが幼児の場合には、脅威と恐怖の体験としてトラウマ(精神的外傷)を残し、心身の健康と成長に障害を与えることになり、学童期の場合には、低い自尊心、悲しみ、憂鬱、無力感を招き、長期間続くトラウマは、自殺を企てたり、自分を痛めつける行為として表面化するといわれています。DVを目撃させることは子どもに対する虐待以外の何ものでもありません。

DVが、わが国において重大な人権問題として社会的にあまり表面化しなかったのは、<夫婦喧嘩は犬も食わぬ>で法的に保護の対象とされなかったこと(民事不介入)や、悩みぬいた女性が気軽に相談できる機関がなかったこと、世間も「他人事」として深刻に受けとめなかったことなどが考えられますが、法律施行以後、保護命令制度なども強化され、相談機関や一次的救済機関なども徐々に整備・充実されてきました。DVの被害者は、自分自身を責め、誰にも相談できずに苦しんでいます。あなたのまわりでDVに苦しむ人がいて、もし相談されたら、まずその思いを受けとめ、「あなたは悪くはない」と伝えてください。わかってもらえるという体験が力になります。そして、相談機関などについての情報を提供してあげましょう。DV根絶のためには、社会全体でDVが人権侵害であるとの認識を共有し、実効ある取組みが一層必要とされているのです。

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進)) ☎6659-9743